



発行 額田郡幸田町 編集 幸田町企画室 印刷 岡崎活版所

今月の納税 町民税 第3期分 国民健康保険税 第3期分 納期は 10月28日です

幸田町議会第四回臨時会開催

臨時会は去る九月二十五日幸田町議会議場にて開催され、会期を一日と定め、陳情書と件を報告し、議案審議になつて、土地借付に関する諸議案を審議し、続いてこれの取下げ議案を議場へ搬入し、議案一件、議案一件を原案通り同意可決した。

また追加予算の内金庫関係の予算増額も出来、今後の進捗が期待される。

可決された議案及び要項は次のとおり。

○ 議案第二十二号 町道の公用禁止について

高力宇神山地区の町道を町管住宅建設により公用の必要がなくなったため。

○ 議案第二十八号 幸田町税条例の一部を改正する条例の制定について

幸田町税条例第七十三条第一項中「軽自動車」の下に「小型特殊自動車」を加えるもので、軽自動車及びその他のものを本文の改正により町税課で運行することができるもので税額については改正しない。

○ 議案第十九号 特別積立金の歳入について

アングルドーナ会計の特別積立金三〇万円を準備費に充てるため。

○ 議案第二十号 幸田町教育委員の任命について

九月三日をもって任期満了となつた委員山本忠一氏の後任として大字長嶺、中村賢治氏を同意した。

○ 議案第二十一号 西三河地方教育事務協議会規約の一部改正について

西三河地方教育事務協議会規約の内旧六ツ町が岡崎市に合併したた

め規約より六ツ町を削除する。

○ 議案第二十二号 伊勢湾台風の災害に因る被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例の制定について

伊勢湾台風の災害に因る被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する必要があると認められたから廃止する。

○ 議案第二十三号 昭和三十三年九月二十六日の風水害に因る被害者に対する町税の減免に関する条例を必要がなくなったから廃止する。

○ 議案第二十四号 幸田町特別雇員の職員に非労働のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本条例の別表第一「公平委員会の委員年額一〇〇〇円」を削る。これは昭和三十三年三月三十一日に幸田町公平委員会の事務を嘱託人人事委員会に委託したため必要がなくなったから。

○ 議案第二十五号 龍島郵便局の設置について

幸田町大字幸田正正境内に龍島郵便局を設置し大塚、高六、鷺田及び周辺住民の不便を解消するため設置する。



消防秋季検閲 盛大に挙行さる

幸田町消防団では例年の秋季検閲を九月二十七日午前九時幸田中学校グラウンドに消防団員、少年消防クラブ員等多数が参加して盛大に挙行された。

検閲は県消防団検閲長、西三事務所長始め岡崎警察署長、議員、区長ら来賓多数の見まもる中に消防団法小隊演習、水形試験等多彩な行軍を繰りひろげ規律と敏捷なる団員の行動に感服させられた。最後に団長の發願で「火の用心」を三唱し集会のうちに検閲の幕を閉じた。

国民年金被保険者資格喪失届は20日以内に

最近国民年金被保険者で会社、工場等に就職し厚生年金被保険者となつていて国民年金被保険者資格喪失届の手続きをお忘れになっている方がたくさんあると思われるので、この該当者は至急手続きをしてください。また今後資格を喪失する場合は必ず二十日以内に届出を出してください。この届出の手續をする場合は印刷品と会社、工場等の事業所の被保険者証が必要でありますから必ず持参してください。

なおこの手續について詳しいことは役場住民課年金係にお尋ねください。

幸田中、志賀さん 道路愛護で建設大臣表彰



道路愛護優良団体、個人として去る九月十六日県庁知事室において建設大臣表彰状授与式が行なわれ、幸田町立幸田中学校と志賀さんが表彰状を手に喜びました。表彰の理由は次のとおり。

・ 額田郡幸田町大字幸田字大山、衣料品店、志賀竹二郎(六三)自宅附きの二機道路清掃車による道路美化に尽力している。

・ 額田郡幸田町立幸田中学校道路愛護委員会、道路愛護期中に愛護作業を行い道路の美化に協力し道路愛護精神のPRに尽くす。(写真は幸田中学校生徒の作業状況)

「地積の認定」

固定資産の客体となる土地については、土地登記簿に記載されている土地に、登記簿に登記されている土地と一致しないものがある。これは、土地登記簿に記載されている土地と、実際の地積と相違があるため、登記簿に記載されている土地と、実際の地積とを比べて、地積の認定が必要である。この地積の認定は、地籍課で行なわれる。

土地評価方法のあらまし

かなり大りに土盛り、なかに数十、重畳と思われる箇所を四回にわたって、土を敷きつめ、これをすけておしらせましたが、くわしくお尋ねになりたい方は、地籍課へ「地積の認定」までおしらせ下さい。

なおこの土地評価がおわりますと、家賃について評価がおこなわれますので、家賃の評価が始められました。土地評価と同様に、おしらせします。



消防ポンプ 自動車購入さる

このたび消防力強化のために消防ポンプ自動車を購入しました。この消防車の特長は、オート駆動付であり、そのほか、防火、初期消火に大いに活躍されることと見込まれます。

十月当直医日割表

六日	鈴木更生医院
十三日	上田 医院
二十日	天真堂薬店
二十七日	神谷 医院

参議院愛知県選出議員補欠選挙行なわる

投票日は10月28日

参議院愛知県選出議員補欠選挙の投票日は十月二十八日に行なわれます。投票時間は、午前八時から午後五時です。投票場所は、各選挙区にある投票所です。

ボソと一千五百円を 山本氏が社会福祉費に寄託

幸田町大字水野字山崎十八番山本たわ(88)は去る九月十日に幸田町社会福祉協議会に現金一千五百円を寄託した。同氏は老人で不幸な日々へと闘ったものです。

今月の行事

教育委員会

- 10月2日 山崎部集い
- 4日 荻谷学区青年学校
- 5日 豊坂学区青年学校
- 6日 深溝学区青年学校
- 教育委員会
- 青年学校一日旅行
- 町民(ハイキング)
- 五球部の集い
- 坂小運動会
- 12日 幸田学区青年学校
- 13日 坂崎学区青年学校
- 13日 徳久青少年ソフト大会(安城公園)
- 18日 幸田、坂崎学区青年学校(一年次のみ)
- 19日 荻谷学区青年学校
- 20日 深溝学区青年学校
- 20日 フォートダンスの集い
- 26日 幸田学区青年学校
- 26日 坂崎学区青年学校
- 27日 フォートダンスの集い
- 青年学校交換会(額田郡新川青校)

豚コレラ予防注射

十月の実施日は、二十一日、三十日です。

九月に行つた定期予防注射に行つた猪の出産が、この出来なかつたか、左記実施日の豚に感染したかから、感染した豚は、仔豚は今迄と同等に、四日以上経過したものを、行います。

台風と税金

豪雨、地震、火災にも適用されます。

夕災害は忘れられた頃に来て来る夕と昔から申しますが、台風による災害は大なり小なり毎年起っているわけですが、今年も秋風のたつ頃となり、万一の場合に備えなければなりません。

税金の面におきましても、災害に対していろいろ救済の道が開けていますので、あらましを説明いたします。

(1) 災害減免法による場合

- 年間所得額120万円以下で住宅と家財に半分以上の被害を受けた場合は適用されます。この場合は、災害のやんだ日から2ヶ月以内に税務署へ申請書を出しておき、確定申告時期に税金を精算いたします。
- 年間所得額50万円以下は全額免除
給与所得者の場合には、災害発生時から年末までの源泉所得税は免除されます。それまで納めた分は払い戻されます。
- 年間所得80万円以下は半分免除
年間所得額50万円をこえ、80万円以下の人は税金は半分になります。給与所得者の場合には、災害発生後年末まで徴収猶予となります。また7月1日以後納付したものは返ってきます。
或は1月より災害発生日までの税金の半分以上を返してもらい、災害後税額を半分づつを納めます。
- 事業所得者が8月以後に被災した場合災害が第1期分納税期以後に被災した場合には、災害時の状況での申告納税額から第1期分の予定納税額を差し引いた残額の2分の1に当たる額が、第2期分の税額となります。
(申告納税額-1期分)×2分の1=2期分となる

(2) 雑損控除による場合(1期以上の被害に適用される)

- 所得控除により雑損控除の措置があり、これは、災害で住宅と家財などの資産に所得金額の1割をこえる損害をうけた時に適用されます。
- 損害額(保険などで補填された金額は差し引く)から、所得金額の1割を引いた残額を確定申告で税金を精算することになります。
- たな卸資産や店舗、機具等事業用固定資産に損害を受けた時は、雑損控除の適用は受けられないが、事業所得計算上の必要経費として認められます。
- 雑損控除は確定申告を待たずに予定納税、源泉徴収に適用することができます。事業所得者は、11月1日の現状で、同月15日までに更正請求をすれば、第2期分子定納税額を減額されます。

(3) 猶予が受けられる内容

- 災害による被害の状況により、納税額から1年以内の期間について、次の基準により納税の猶予を行います。
 - イ、住宅の損壊
 - 全壊……………1年
 - 半壊……………8ヶ月
 - 床上浸水……………4ヶ月
 - ロ、家財の損失が損
 - 全壊……………8ヶ月
 - 半壊……………4ヶ月
- 手続は、災害の止んだ日から2ヶ月以内に、納税猶予の申請書を出して下さい。
なお、源泉徴収等による国税については、納税猶予の申請書に源泉徴収計算書を添付して下さい。

岡崎税務署

楽しい「寿の集い」終る

としよりの日に!

恒例の楽しい集いが去る九月十五日「としよりの日」に専大卒業生、在校生二五一名の方々が参加して盛大に行われました。町長さん始め親しい言葉をいただき、そのあとでレクリエーションとして可愛らしい町内各保育者代表の園児から「おじいさん、おばあちゃんこんにちは。これからのたくましいの踊りをやってみて下さい。またいつまでも長生きしてちょうだい。」と胸にしむ程のあたたかみのある次々との踊りは、午後からは幸田町吹奏楽団の「赤雲舞団」による熱の入った歌謡伎から、踊りを行うとマンヤの電氣又拍手のうずで見る方、やる方も時のたつのも忘れ一生懸命で、午後四時三十分すぎに「よかよか」秀



の集い」を兼ね専大卒業生、修了生は皆んな笑顔でなつかしい母校をあとに「又来年も元気で逢うかおう……」と一言言葉かのように家路へと向かった。

婚礼衣裳が

新しくなりました

- 帯 新着品 三、〇〇〇円
- 袴 新着品 一、二〇〇円
- 小袖 新着品 一、二〇〇円
- 羽織 新着品 一、二〇〇円
- 袴 新着品 一、二〇〇円
- 小袖 新着品 一、二〇〇円
- 羽織 新着品 一、二〇〇円
- 袴 新着品 一、二〇〇円
- 小袖 新着品 一、二〇〇円
- 羽織 新着品 一、二〇〇円

今年も町婦人会では花嫁衣裳と留袖を新しく購入いたしました。貸出料金は次のとおりです。
花嫁衣裳名 価格
打掛 ほうおう 六、〇〇〇円
つる 五、〇〇〇円
桐下 ふじ 五、〇〇〇円
新着品 三、〇〇〇円
袴 新着品 一、二〇〇円
小袖 新着品 一、二〇〇円
羽織 新着品 一、二〇〇円
袴 新着品 一、二〇〇円
小袖 新着品 一、二〇〇円
羽織 新着品 一、二〇〇円

計量器の定期検査の実施について

計量器の定期検査は計量法に基づき、次の日程により実施されます。検査を受けてください。

この定期検査は正確な計量器を使用し適正な計量による明るい文化生活を営んで頂くと共に計量に関する不正を未然に防止することを目的としています。

1.提出しなければならぬ計量器に
①計量器は取引上又は証明上における法定単位による計量に使用し又は将来使用せんとするため所持しているものを対象とします。
②受検する場合の注意事項
計量器はもれなく受検すること。
受検物はよく清掃し各丸をつけ
③印は新調衣裳です。
結婚式をあげられる方のご利用を待ちしております。
前「結婚式の菜」がご入用の方は町教委まで受検にお申込み下さい。

検査日	検査時間	検査場所
10・21	午前10時～午後1時	幸田町農協 幸田町農協
10・22	午前10時～午後1時	豊坂支所 豊坂支所
10・23	午前10時～午後1時	深澤支所 深澤支所
10・24	午前10時～午後1時	幸田町農協 幸田町農協

計量器の定期検査は計量法に基づき、次の日程により実施されます。検査を受けてください。

この定期検査は正確な計量器を使用し適正な計量による明るい文化生活を営んで頂くと共に計量に関する不正を未然に防止することを目的としています。

1.提出しなければならぬ計量器に
①計量器は取引上又は証明上における法定単位による計量に使用し又は将来使用せんとするため所持しているものを対象とします。
②受検する場合の注意事項
計量器はもれなく受検すること。
受検物はよく清掃し各丸をつけ
③印は新調衣裳です。
結婚式をあげられる方のご利用を待ちしております。
前「結婚式の菜」がご入用の方は町教委まで受検にお申込み下さい。

嫁の荷は
見まい
聞まい
しゃべるまい。



ブルドガーを
どしどし利用して下さい

幸田町のブルドガーは、昭和三十六年一月に購入して以来、開こうに道路の開設に、宅地の掘削に、町の発展の大きな活躍をしてきました。

現在のブルドガーは昨年二月に購入し、此の期分修理を完了し、完全整備を終了致し、皆さん方の利用を御待ちして居ります。

開こうによる樹園地造成、宅地の整地、工場敷地の造成に、安宜に、而も優れた技術で施工致しますから早めにごしどし御申込み下さるようお願いいたします。

インフルエンザの子
防接種を受けよう

この子防接種は従来小学校児童の一部を対象に実施していましたが、近年になって高年令層にもかなりの発病が見られるようになり地域的には集団発生を起しているところもあります。このようことから昨年は一般

対象者	接種日	接種時間	接種場所
14日(水)	10時～12時	幸田町農協	
15日(木)	10時～12時	幸田町農協	
16日(金)	10時～12時	幸田町農協	
17日(土)	10時～12時	幸田町農協	
18日(日)	10時～12時	幸田町農協	
19日(月)	10時～12時	幸田町農協	
20日(火)	10時～12時	幸田町農協	
21日(水)	10時～12時	幸田町農協	
22日(木)	10時～12時	幸田町農協	
23日(金)	10時～12時	幸田町農協	
24日(土)	10時～12時	幸田町農協	
25日(日)	10時～12時	幸田町農協	
26日(月)	10時～12時	幸田町農協	
27日(火)	10時～12時	幸田町農協	
28日(水)	10時～12時	幸田町農協	
29日(木)	10時～12時	幸田町農協	
30日(金)	10時～12時	幸田町農協	
31日(土)	10時～12時	幸田町農協	

日	時	場所
10月15日	午前10時～午後1時	幸田町農協
10月16日	午前10時～午後1時	幸田町農協
10月17日	午前10時～午後1時	幸田町農協
10月18日	午前10時～午後1時	幸田町農協
10月19日	午前10時～午後1時	幸田町農協
10月20日	午前10時～午後1時	幸田町農協
10月21日	午前10時～午後1時	幸田町農協
10月22日	午前10時～午後1時	幸田町農協
10月23日	午前10時～午後1時	幸田町農協
10月24日	午前10時～午後1時	幸田町農協

秋の狂犬病予防注射

例年のおと秋の狂犬病予防注射を次の日時、場所で行います。お預りの方はあらかじめご準備ください。なおお預りの方は接種会場又は問診係所へ御連絡をお願いします。

一、対象者 畜犬全頭(但し生後三ヶ月未満を除く)

二、料金 一頭分 一七〇円

(注射券交付手数料一五〇円)

なお本年登録をしていない犬については別に四〇〇円(登録料三〇〇円町畜犬税一〇〇円)が必要です。

一、日時および場所

10月予防接種実施予定表

対象者 生後8ヶ月以上

接種日 10月14日(水) 10月15日(木) 10月16日(金) 10月17日(土) 10月18日(日) 10月19日(月) 10月20日(火) 10月21日(水) 10月22日(木) 10月23日(金) 10月24日(土) 10月25日(日) 10月26日(月) 10月27日(火) 10月28日(水) 10月29日(木) 10月30日(金) 10月31日(土)

接種時間 午前10時～午後1時

接種場所 幸田町農協